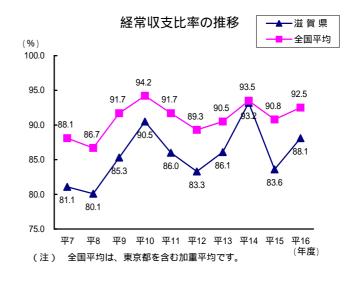
2 各種指標から見る滋賀県財政

財政指標による健康診断結果(平	⁷ 成 16 年度決算ベース)	
	滋賀県	
経常収支比率	88.1%	
公債費負担比率	20.2%	
公債費比率	17.4%	
起債制限比率	12.4%	
財政力指数	0.442	

経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や地方交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す割合で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

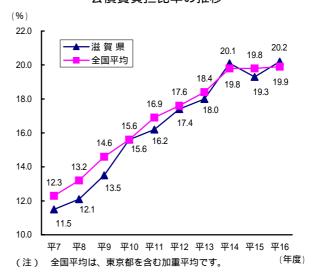


公債費負担比率

借入金である県債の返済(公債費)に使われた一般財源の、県税や地方交付税などの使途の特定されない財源が、一般財源総額に占める割合を示すもので、その負担の程度や財政構造の弾力性を見ることができます。この比率が高い場合は、使途が特定されず自由に使える財源の多くが借入金の返済に充てられることとなり、その他の事業に使える財源が少ないことを示しています。

一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

公債費負担比率の推移



公債費比率

公債費に使われた県税や地方交付税などの一般財源が、その団体の標準的な財政規模に占める割合を示すもので、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。

起債制限比率

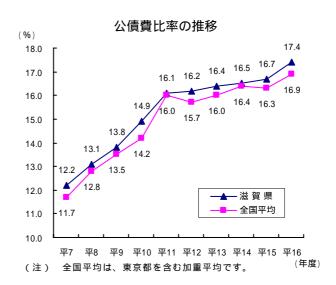
公債費や公債費に準じる債務負担行為に係る支出に使われた県税や地方交付税などの使途の特定されない一般財源が、その団体の標準的な財政規模に占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。

この比率が 20%以上の団体については、地方債の発行が制限されます。

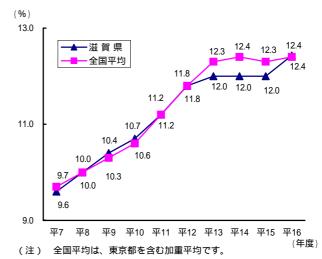
財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と 考えられる経費に対して、その団体が標準 的に収入できると考えられる税収等がどれ だけあるかを示した割合で、財政運営の自 主性の大きさ(財政力)を表す指標として 用いられます。

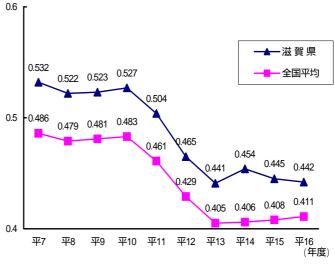
この数値は、1に近いか1を超えるほど 財源に余裕があることを示しています。



起債制限比率の推移



財政力指数の推移



(注)財政力指数は、3カ年平均です。また、全国平均は東京都を含む単純平均です。

付表(参考) 都道府県財政比較分析表(平成16年度決算) 61ページ

(参考)

経常収支比率

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源の額 経常一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債 × 100 (%)

公債費負担比率

公債費比率

公債費比率 =
$$\frac{A - (B + C)}{(D + E) - C} \times 100$$
 (%)

A = 元利償還金(転貸債分および繰上償還分を除く。)

B = 元利償還金に充てられた特定財源

C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D = 標準財政規模(=標準税収入額等+普通交付税額)

E = 臨時財政対策債発行可能額

起債制限比率

起債制限比率 = $\left(\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)}\right)$ の3カ年分合計)× 1/3 × 100 (%)

A = 元利償還金(公営企業債分および繰上償還分を除く。) 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。) 五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B = A に充てられた特定財源

C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D = 標準財政規模

E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

F = 臨時財政対策債発行可能額

G = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

財政力指数

財政力指数 = <u>基準財政収入額</u> 基準財政需要額 の過去3カ年の平均値

(注)「平成 16 年度都道府県決算状況調」(平成 18 年 1 月総務省自治財政局財務調査課)を参考に整理。